

答申第52号（諮問第53号）

廃棄物処分場事業に関連して、水利面で影響を受ける河川及び用水路に係る地権者・耕作者など関係者の同意・不同意を示す一切の書類の部分開示決定に対する異議申立ての件に係る答申書

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成15年8月4日付で、「（株）による廃棄物処分場事業に関連して、平成13年1月1日以降、現在に至るまでに、貴殿が作成し、又は取得し、保有している、同事業により水利面での影響を受ける河川及び用水路に係る地権者・耕作者など関係者の同意・不同意を示す一切の書類。（放流先500㍍以内の水利用者の同意・不同意を含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成15年8月19日、本件請求に係る公文書を「（株）による廃棄物処分場事業に関連して、平成13年1月1日以降、現在に至るまでに、群馬県が作成し、又は取得し、保有している、同事業により水利面での影響を受ける河川及び用水路に係る地権者・耕作者など関係者の同意・不同意を示す一切の書類。（放流先500㍍以内の水利用者の同意・不同意を含む）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分の公文書を開示しない理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

条例第14条第2号該当

同意書の「住所」「氏名」及び「印」と承諾書の「住所」「氏名」「印」「本文」及び「土地の表示」は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当するため

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成15年9月1日付で、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成15年9月30日、本件処分の取り消しに係る異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しと、文書の開示を求める。

(2) 条例における開示・非開示の解釈について

基本的には実施機関の解釈と一致する。

(3) 本件公文書の内容と開示すべき理由について

同意書や承諾書の住所、氏名、印などが個人情報に該当することは認めるが、当

該情報は、河川や水路の水利に関する情報であり、公益性が強く、また住民の生命、健康、生活、財産保護にも深く関係すると認められるため、条例第14条第2号ただし書イ及びロに該当する。なお、本件請求の目的は、本件公文書に偽造があるかもしれないので、地元の状況をよく把握している申立人が精査するためである。

また当該情報には、処分場の周辺及び下流で生活し耕作している申立人にとって直接対象者として関係する情報も含まれていると考えられるので、この場合には条例第14条第2号は適用されない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している非開示の理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例における開示・非開示の解釈について

条例は、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的としている。

そして、第14条で規定する非開示情報を除き、原則開示としている。この第14条各号に定められた非開示情報は、実施機関に裁量権を認めたものではなく、開示してはならないことを規定したものである。

非開示情報の適用にあたっては、原則開示の趣旨を踏まえ、客観的に判断することが必要であり、こうした考えに基づき検討を行った。

(2) 開示請求に係る本件公文書の記載事項について

本件公文書は、農地法第5条第1項に基づく農地転用申請（以下「農地転用申請」という。）に際し、同法施行規則第6条の規定により義務付けられた添付資料ではないが、申請者から提出されたものである。記載事項は、同意書においては、同意の相手方、日付、住所、氏名、印、本文、設置を計画している場所、処理する廃棄物の種類及び処理方法であり、承諾書においては、承諾の相手方、日付、住所、氏名、印、本文及び土地の表示である。

(3) 公文書を開示しない理由

本件処分において非開示とした情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別できるものである。

当該情報は、法令等で公にされ又は公にすることが予定されている情報として規定されてはならず、また公にする慣行も存在しないため、条例第14条第2号ただし書イには該当しない。

また、当該情報は事業者に対して同意・承諾した個人に関するものであり、これが人の生命、健康等を保護するため、何人も知り得る状態におくことが必要な情報とは認められない。当該情報に係る廃棄物処分場事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適正な執行により、法令上の基準を満たした施設の設置、維持管理がなされるもので、人の生命、財産等が侵害される蓋然性は低いものと判断しており、当該情報を公にすることにより人の生命、財産等の権利利益を保護する必要性に比し、公にしないことにより個人の権利利益を保護する必要性が上回るものと判

断したため、同号ただし書口には該当しない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

しかし、条例の前文にあるとおり、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならないとされており、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、条例第14条各号に規定されている非開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

よって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が条例第14条各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

(2) 条例第14条第2号の該当性について

本件公文書に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第2号本文に該当するかどうかについて検討する。

本号にいう「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、特定の個人情報全体を指すほか、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより識別可能となるものについても含まれると解されている。したがって、実施機関は、特定の個人を識別できると認められる情報は、それが、本号ただし書のいずれかに該当しない限り非開示としなければならない。

審査会で審査したところ、本件処分において、実施機関が条例第14条第2号に該当するとした情報はすべて特定の個人が識別できる情報であり、本号本文に該当する。

そこで、当該本号本文に該当する情報について、同号ただし書イに該当するか検討する。

本件公文書は、法令等の規定により公にされている情報ではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報にも該当しないため、同号ただし書イには該当しない。

次に、当該情報が、同号ただし書口に該当するか検討する。

申立人は、水利に関する情報は公益性が強く、住民の生命、健康、生活、財産保護に深く関係するうえ、本件公文書には偽造の疑いがあると主張しているが、開示することが公益上必要だと認められるものとは、県民の生命、健康等の保護の必要

性が、個人の権利利益よりも上回る場合をいうものであり、本件公文書の開示の必要性も、その公益上の必要性和個人の権利利益を比較衡量した上で判断されるものである。

本件公文書は、廃棄物処理施設を設置するために提出された農地転用申請に添付された同意書及び承諾書であり、当該施設の性質上、その設置により生活環境等に及ぼす影響が皆無ではないことは必ずしも否定できず、その点で申立人の危惧するところが理解できないものでもないが、実施機関が主張するように、廃棄物処分場事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適正な執行により、法令上の基準を満たした施設の設置、維持管理がなされるものであり、現時点で人の生命、健康等を保護する必要性は低いものと判断される。また、申立人が主張するように、本件公文書に偽造があった場合にも、農地転用申請に際し、農地法施行規則第6条の規定により義務付けられた添付資料ではなく、実施機関が任意に提供させた文書でもないことから、本来なら添付される予定のない文書であるため、そのことが、直ちに農地法の許可に影響を及ぼすというものではないため、個人の権利利益を上回る公益性を認めることはできないものと判断される。したがって、本件公文書は同号ただし書口には該当しない。また、ただし書八にも該当しないため、非開示とすべき個人情報に該当する。

なお、申立人は、本件公文書には直接対象者として関係する情報が含まれている可能性があるため、この場合には本号の適用がない旨を主張しているが、条例において、本人情報を非開示とすべき個人情報から除外する旨の規定はないため、申立人の主張は認められない。

6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成15年10月6日	諮問
平成15年11月5日	実施機関からの理由説明書を受領
平成15年12月22日	異議申立人から意見書を受領
平成16年4月26日 (第99回審査会)	審議(申立人及び実施機関の口頭意見陳述)
平成16年5月21日 (第100回審査会)	審議
平成16年6月14日 (第101回審査会)	審議
平成16年6月24日	答申